

地区防犯組合連合会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪のないまちづくりを目的とした地域住民の自主的な防犯活動を促進するため、新潟市補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、地区防犯組合連合会が行う防犯事業に対して交付する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 地区防犯組合連合会 警察署管内の住民等で組織され、事務局を警察署に置く防犯活動等を行う組織（以下「連合会」という。）

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 防犯活動費
- (2) 広報宣伝費
- (3) 青少年の健全育成に係る経費
- (4) 会議費
- (5) 表彰費
- (6) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、毎年度予算で定める額の範囲内とし、総額の2分の1を均等割として、各連合会に均等に配分し、残る2分の1を人口割として、交付申請を受けた前年度の4月末時点の各連合会を管轄する警察署管内の人口に応じて配分した額を上限とする。

(交付申請)

第5条 各連合会は、規則第6条の規定により、下記書類を添えて、補助金の交付申請を

行わなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 資金計画書
- (4) その他市長が必要と認める書類
(実績報告)

第6条 各連合会は、規則第13条の規定により、下記書類を添えて、実績報告を行わなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 活動状況資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。